

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における
新型コロナウイルス等感染症についての予防ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和3年6月4日改訂

令和3年11月9日改訂

令和4年12月16日改訂

令和5年3月6日改訂

一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会

一般社団法人カラオケ使用者連盟

一般社団法人全国カラオケ事業者協会

本ガイドラインは、政府の緊急事態宣言発出に伴う休業要請以降、営業を自粛し厳しい状況下にあるカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が事業継続に向けた取り組みを実施する際の一助として、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会の三団体が協力して作成したものです。ストレスを発散し、心身共に健康に役立つはずのカラオケ歌唱が感染症拡大に繋がることなく、飲食とともに安全に提供し得るよう、本ガイドラインは、施設及び店舗事業者が本格的に事業を実施するにあたり、必要な取り組みを提示するものです。令和5年5月8日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施されている住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置が終了された以降、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が安全で安心であり続けるよう、三団体で継続して実践して参ります。

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月21日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

まず最初に、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場は、本ガイドラインの内容を適切に実践することによって、適切な換気設備を備えた空間(部屋)であり、人と人の距離を十分に確保された場所となり、感染症対処方針に示す ①密閉空間(換気

の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件をいずれも回避することが可能です。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日)、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))」及び「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定しました。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所岡部信彦所長(新型コロナ対策専門家会議メンバー)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しました。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場を管理・運営する者(以下、「施設管理・運営者」という。)は、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「事業実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設・店舗形態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルス等の感染防止に取り組むことが求められます。

令和3年2月25日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された飲食業における感染症対策のあり方に関する提言などを参考に、本ガイドラインの内容を令和3年6月4日付にて一部改訂し、また、感染力の強い変異株を前提にした見直しを令和3年11月9日に加えました。更に「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づき令和4年12月16日改訂し、この度、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)が示されたことから、令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス等感染症についての予防ガイドラインとしての内容に改訂を加えました。

2.感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設・店舗の規模等を十分に踏まえ、施設・店舗内及びその周辺地域において、当該施設・店舗の従業員(以下、「従業員」という。)及び施設・店舗に来る入場者(以下、「利用者」という。)への新型コロナウイルス等感染症を予防するため、最大限の対策を講ずるものとする。

カラオケ歌唱に際しては、機器の消毒と適切な身体的距離を確保し、更には①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密

接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)を、備えた設備による適切な換気等により避けることで、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないようにすることを旨とする。

3.リスク評価

施設管理・運営者は、新型コロナウイルス等の感染経路である①接触感染、②飛沫感染及びエアロゾル感染のそれぞれについて、従業員や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、事業実施に伴って、③地域における感染状況を把握した上で、そのリスク評価も必要であることに留意が必要である。

① 接触感染のリスク評価

○ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を行う。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

② 飛沫感染及びエアロゾル感染のリスク評価

- 室内の適切な換気を行う。歌唱者間は十分な身体的距離(1m 以上)をできるだけとることを推奨する。
- 室内の座席間隔は、人と人が触れ合わない距離になるよう椅子の配置を心掛ける。
- 施設内では法令を遵守した換気設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上あるいは室温が下がらない範囲で常時窓開け等の工夫)を行う。また必要に応じ、CO₂ 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1,000ppm 以下(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)を維持することが望ましい。換気の補助としてフィルター式空気清浄機や送風機等の併用も検討する。
- マスク着用については、個人の判断に委ねることを基本とする(令和 5 年 2 月 10 日付 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスクの着用の考え方を見直し等について」参照)。

③地域における感染状況のリスク評価

○施設・店舗が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性があることに留意する。

4.事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- 令和 2 年 5 月 4 日提言等に基づく感染拡大防止対策を徹底することが重要であり、例えば、「三つの密」を、適切な室内換気や利用者誘導、身体的距離の確保によって避けることが前提である。
- 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業実施の検討を行うこととする。
- 高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

②利用者の安全確保のために実施すること

ア) 入店時

- 発熱や咳等の顕著な異常が認められる場合は入店をお断りさせていただくことに理解を求める。
- 店舗入口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意し、入店時に手指消毒を促す。
- 接触感染及び飛沫感染を防止するため、身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらう。

イ)室内への案内時

- 家族等の特定の利用者毎に案内する。
- 歌唱に際して、十分な身体的距離(1m 以上)をとり、座席間隔についても人と人が触れ合わない距離をとるよう理解してもらう。
- 設定音量での使用を促し、必要以上に音量を上げないことに理解を求める。
【カラオケボックス以外の飲食店】
- グループ間はできるだけ人と人が触れ合わない距離を空ける。
- 同一テーブルは、カウンター席も含め、人と人が触れ合わない距離をとるよう理解してもらう。
- 法令を遵守した換気設備により、必要換気量(毎時 30 m³/人)を確保する。窓の開放による換気の場合は、30 分に 1 回、5 分以上、2 方向の窓を全開するなどして十分な換気を行う。

ウ)接客対応

- 室内清掃時は、換気を行うとともにマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒する。
【カラオケボックス以外の飲食店】
- 利用者と従業員は触れ合わない距離を確保する。

③従業員の安全確保のために実施すること

- 従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 従業員の勤務時に検温を促し、異常時には必要に応じて医療機関への受診を促す。また、体調が悪い場合には出勤せず自宅療養とする。
- 咳エチケット、手洗いや手指消毒を徹底して実施する。
- 感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。

④施設管理

ア)施設内

- 清掃、消毒及び換気を行う。
- ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等）の消毒対策を行う。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を奨励する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。

イ)従業員スペース

- 常時換気を行う。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- 厨房の調理設備・器具は清潔に保ち、作業前後の手洗い等の衛生管理を行う。

ウ)トイレ

- 定期的に清掃・消毒を行う。
- 液体石鹸、手指消毒剤等を準備する。

⑤その他

- 直接手で触れる施設・店舗内設備については、定期的に消毒する等の感染防止対策を行っている。
- 特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じる。
- 感染が疑われる者が発生した場合、次の通り対応する。
 - ー 速やかに施設・店舗外へ誘導する。
 - ー 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。

以上